



Title	戦後ベルリンの学校改革（1945年～1948年）に関する一考察
Author(s)	中山, 弘章
Citation	北海道大學教育學部紀要, 26, 147-165
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29133
Type	departmental bulletin paper
File Information	26_P147-165.pdf



戦後ベルリンの学校改革(1945年～1948年) に関する一考察

中山 弘 章

A Study on School Reformation in Berlin(1945—1948)

Hiroaki Nakayama

目	次
序 147	第2章 ベルリン学校法の制定 154
1. 本稿の目的 147	1. SED学校法案 155
2. 戦後ベルリンの学校改革の課題 148	2. 市参事会の学校法案 155
3. 本稿の視点 149	3. 教職員、視学の動向 156
第1章 戦後直後の教育改革をめぐる状況 とベルリンにおける学校改革の開 始 150	4. 市議会における学校法案の審議 156
1. 米ソの教育政策の相違 150	5. SPDとLDPDの学校法案をめぐ る妥協 158
2. ソ連占領管理諸州における学校改革 152	6. 連合国管理委員会による学校法案の 修正 159
3. ベルリンにおける学校改革の開始 153	7. ベルリン学校法の特色 159
4. 小 結 154	8. 小 結 160
	結 語 160

序

1 本稿の目的

連合国によるドイツ占領軍政は、軍事的保障占領を基礎としつつも、一定の政治目的を実現するための軍政として行なわれた。その連合国の占領ドイツにおいて達成しようとする政治目的は、45年8月2日連合国間で合意に達したポツダム協定に明らかである。それを一言で言えば、ドイツの民主化(Democratization)である。しかし、ヤルタ会談においては、米英ソ三国共通の民主々義(Democracy)はファシズムに対立する概念であったが、ポツダム会談では、民主々義は米英によって共産主義に対立する概念となった¹⁾といわれているように、民主化の中身をめぐって米ソの間に対立が生じて来た。この対立を公然化したのが、トルーマン・ドクトリン(47年3月)である。トルーマン・ドクトリンは、ルーズベルト大統領時代の対ソ協調外交を転換し、ソ連の進出に対抗して、アメリカの指導のもとに資本主義諸国の結束を宣言したものであった。この国際政治における米ソの対立と、米ソそれぞれに結びついたドイツ国内の政治勢力の対立が重なって、ベルリンの政治状況はきわめて複

雑な様相を呈した。

このような状況下にあって、48年に成立したベルリン学校法は、当時アメリカ軍政当局から、世界のなかでもっとも優れた学校法であるとして称讃されたと伝えられ²⁾、他方、ソ連軍政部の影響下にあったベルリン中央学務局は、「この統一学校法は、過去の特権的教育を一掃する革命的行為である³⁾」と、当時その中央学務局声明の中でのべている。また、日本においても、占領政策を起点とした戦後（西）ドイツの教育改革の中でもっとも順調に進んだ代表的事例として紹介されている⁴⁾。しかし、いまだ日本においては、ベルリン学校法成立に至るベルリンの学校改革の展開過程が詳かにされていない。従って、本稿の目的は、このベルリンの学校改革の展開過程を明らかにし、更にその要因を探ることにある。

2 戦後ベルリンの学校改革の課題

戦後ベルリンの学校改革は、統一学校（Einheitsschule）制度創設をめぐる展開した。そこで、ベルリンの学校改革の展開を理解するために、ここでウィマール共和国時代の統一学校制度創設の歴史をみておく必要がある。

1919年に成立したウィマール憲法の教育条項は、重要な教育改革を盛り込んでいた。一つは統一学校の設立（145条、146条1項、147条3項）であり、いま一つは無宗派教育（146条1項）である⁵⁾。前者は、学校を超階級的なものにしようとし、後者は、それを超宗派的なものにしようとするもので、階級と宗派という、ドイツの児童生徒を長い間分断し差別待遇していた教育体制を、一挙に改革することを目的としていた。

しかし、ウィマール憲法自体、盛り上がる大衆の革命的要求に応える一方、それを抑える意味で社会民主党と中央党との妥協によって成立した憲法である以上、先に挙げた二つの改革点は、憲法上不徹底であった。つまり、統一学校については「原則的には」（145条）という表現を使っており、また「すべての者に共通な基礎学校（Grundschule）」（146条1項）の年限も示していない。また、無宗派教育についても、「ウィマールの学校妥協（Weimarer Schulkompromiß）」と称され、146条2項、147条2項、149条1項にみられるように、宗派主義教育に対する譲歩の色の濃いものであった⁶⁾。

ウィマール憲法はすべての者に共通な基礎学校の理念を打ち出したが、それは具体的な規定を欠いていたので、その規定を具体化する法律を制定することが必要であった。そこで、20年4月に公布された「基礎学校及び予備学校（Vorschule）廃止に関する法律」により、基礎学校の年限は4年と定められた。憲法では、義務教育は最少限8年の国民学校で行なわれる（145条）と定めている。しかし、この法律により、すべての者に共通な義務教育は初めの4年間にすぎないことになった。更に、統一学校制度の貫徹を妨げる最大の障害物である予備学校の廃止が、この法律により私立の場合30年まで延期された。25年4月に公布された「基礎学校の課程に関する法律」によって、基礎学校が4年であるにもかかわらず、予備学校の児童は第3学年修了後高等学校に入学することができるという規定が定められた。また「基礎学校法」の27年の改正により、147条3項で廃止が宣言されているにもかかわらず、私立予備学校の存続が認められた。こうして、ドイツ帝国時代の複線型学校体系がそのまま温存されたのである。

次に、ウィマール憲法146条2項は宗派学校設立の原則について国の立法義務を課している。それゆえ、21年4月「全国学校法」案が、27年6月には「ドイツ国憲法第146条第2項および第149条

の実施に関する法律」案が、議会に提出されたがいずれも不成立に終わった⁷⁾。結局、174条が、国の法律が出来るまで従前の例によると定めていることから、宗教教育に関することは各州が適宜処置しておこなうことになった。以上のような理由から、大部分の州ではこれまで通りの宗派学校の存続が認められた。たとえば、ベルリンにおいては、1933年当時、すべての学校がプロテスタント系（515校）、カトリック系（54校）、ユダヤ系（若干）、無宗派（28校）に系列化されていた⁸⁾。

こうして、ウィマール憲法にかかげられた無宗派統一学校の理念の具体化は、第2次世界大戦後の課題となったのである。その課題と積極的に取り組んだのが、ベルリンの学校改革であった。

3 本稿の視点

この統一学校創設の課題は、占領権力においても認識されていた。たとえば、46年9月の対独米国教育使節団報告書は、次のように従来のドイツの学校制度を批判している。

「ドイツの伝統的な複線型学校体系は、社会の一部の少数グループに優越の態度を、一方社会の大多数には劣等の感情をうえつけてきた。そして、この制度は権威主義的支配の温床である服従や自己決定の欠除を可能としていたのである⁹⁾。」

この報告書に示された複線型学校体系批判は、47年6月の連合国管理理事会指令第54号第4項の統一学校制度創設の指示として、占領政策の中で具体化されていく。つまり

「義務教育を行なう学校は、一貫した教育体系をなすものでなければならない。国民学校（初等教育）と高等学校（中等教育）という概念は、二つのたがいに接続する教育階層を表わすもので、重複する二つの教育体系、ないし形式を示すものであってはならない¹⁰⁾。」と。

しかし、占領民主化政策には、その出発点からつきまとう矛盾が存在した。それは、民主化という政治理想を、内部的成熟をまつことなしに、外から占領権力の強制のもとに達成しようとする点である。そのことは、使節団報告書でも「ドイツ国民が、最終決定を占領権力にゆだねる状況の下で、自治の精神や方法を学ぶというパラドックス」¹¹⁾と、指摘されている。この矛盾な状況の最たるものを、バイエルンの学校改革の推移の中にみることが出来る¹²⁾。そこでは、占領政策は、ドイツの伝統的な学校制度や教育理念にたいする外からの干渉として、反発と抵抗という形で迎えられた。

在独米軍政部司令官クレイ（L. D. Clay）将軍はバイエルン州当局に、47年4月1日までに学校改革案の原案を提出することを、47年1月10日指示した。3月31日州文相フンドハマー（Hundhammer）は、軍政部に最初の学校改革案を提出した。軍政部はこれを拒否し、10月31日までに学校改革案の再提出を要求した。そこでフンドハマーは第二次案を提出した。軍政部は指令54号に抵触するという理由で受理を拒絶し、更に48年2月1日までに改善案の提出を命令した。その間、基礎学校4年制にもとづく複線型学校体系の維持、指令54号で指示されている義務教育年限の延長（9年制）の拒否などを州議会で決議している¹³⁾。

このような事態に47年11月29日付けのニューヨークタイムズは、「バイエルンはアメリカの政策を無視している¹⁴⁾」と非難すれば、一方バイエルン州文相は「バイエルンにおいては、いまだかつて身分制の学校は存在したことがない」、むしろこのような学校改革は、「ナチズムと戦争とによって損われた学校制度を、さし迫った再建の代わりにさらに荒廃させる」と反論した¹⁵⁾。こうしてバイエルンは、最初から学校改革に反対する一貫した抵抗の姿勢をつらぬいた¹⁶⁾。

そのようなことから、一時は教育改革に熱意を示したアメリカも、国際政治における米ソの対立から、ウィマール時代の学校制度の維持を主張する勢力（それはまた Kommunismus に対しても排他的

であった）と、反 Kommunismus という点で利害が一致するとともに、バイエルン住民の内部からの改革を強調することによって、実質的には、途中で学校制度の民主化を放棄したのである。

結局、バイエルンにおける占領民主化政策の失敗は、統一学校制度創設に関するバイエルン住民の要求が存在しなかったことに帰因する。それに対して、指令54号に示される同様な占領民主化政策の下にありながら、ベルリンの学校改革が占領政策を契機としてもっとも順調に進んだと言われるのは、そこにバイエルンとは異なった要因－統一学校制度創設に関するベルリン住民の要求の存在－があったためと、考えられるのである。

この理由からベルリンの学校改革の展開過程を明らかにするにあたって、本稿の視点は統一学校制度創設に関するベルリン住民の内在的要求の成熟の過程におかれているのである。

第1章 戦後直後の教育改革をめぐる状況とベルリンにおける学校改革の開始

ベルリンをめぐる独ソの攻防戦は、45年4月16日早朝に始り、2週間の戦闘の後、ベルリンはナチス・ドイツ軍から解放された。共産党（KPD）中央委員会全権代表ウルブリヒト（W. Ulbricht）は、ベルリンに入るや、ソ連軍解放区で直ちに新しい区行政機関（区参事会）を創設するとともに、市参事会の組閣を開始した。5月19日、共産党とその他の連立による市参事会が発足した¹⁷⁾。州文相にあたる市の教育担当参事にヴィンツァー（O. Winzer: KPD）が、また実際の教育行政を統括する中央学務局々長にビルダンゲル（E. Wildangel: KPD）がそれぞれ就任した。従って、教育行政に関するかぎりKPDの影響が強かったといえよう。

ベルリンを占領管理する連合国管理委員会は、米ソ英仏占領軍司令官と、ベルリン市の各行政部門を監督する種々な委員会から構成されていた。ベルリンの教育行政を監督したのは教育委員会（Allied Kommandatura Education Committee, 略称AKEC）であり、中央学務局は、教育行政上の大綱を、承認をうるため逐次AKECの週会議に具申しなければならない。AKECの承認は、一カ国の代表でも反対した場合、四占領軍司令官の合議にゆだねられる。この段階においても、全会一致の同意が得られない場合には、その承認はおこなわれない。このような管理システムをとるため、連合国間の利害が対立する場合、管理委員会はその機能を麻痺してしまうことになる。

1 米ソの教育政策の相違

次にあげる二点は、教育政策をめぐる相違の目立った点である。

(1) 非ナチ化政策の問題

四カ国共同管理の場合特に問題になったのは、非ナチ化政策にもとづく教職員の適格審査が、連合国管理理事会指令24号等による規程があったとはいえ、各占領地区軍政部のほぼ自由な裁量にゆだねられていたことである。アメリカ占領管理地区では、18才以上の住民の1/3がその対象者となったといわれるような、131項目にわたる、いわゆる「質問表」による大量審査を実施した¹⁸⁾。このような機械的非ナチ化政策は、大量の審査を短期日に行なうことの技術的困難とあいまって、ナチ指導者と追隨者との区別を曖昧にし、結果的には一種の大衆迫害の性格をもつようになった。この点を、対独米国教育使節団報告書は次のように批判している。

「裁判によって無罪となることがほとんどたしかな多くの以前の教員は、教員として採用されることなく無為に日を暮している。彼等の窮状は地域社会の不満のまよになっている¹⁹⁾。」

一方、ソ連占領管理地区では、戦争犯罪人・ナチス党並びにナチス国家の指導者や積極的擁護者

に、非ナチ化の主たる対象者を見出した。ナチスの追従者であった教職員に関しては、後述するように、短期の講習により早期の職場復帰をはかった。その結果、ベルリンアメリカ占領管理地区で追放された教職員が、ソ連占領管理下にあるベルリン地区や東部ドイツ諸州で再雇用されるという事態が生じた。こうした事態に対して、A K E Cアメリカ代表シェファー（P. F. Shafer）の補佐官であったマイスター（Ch. W. Meister）は、「ソ連の非ナチ化政策はより正当で現実的であった。アメリカ国務省の政策は、ドイツの将来に対する積極的計画的態度に欠けていた²⁰⁾」と、アメリカ本国政府に対して不満を表明するに至った。

(2) 教員養成の問題

次に教員養成の問題についてであるが、非ナチ化による不足教員の補充のしかたに、米占領政策とソ連占領政策では相違があった。46年8月下旬から9月上旬にかけて、米占領地区の教育事情を視察した対独米国教育使節団の報告書には、次のような報告がみられる。

「すべての教員の半数以上が非ナチ化によって解雇された。解雇される状態が現在より軽減されたとしても、教員の補充は準備がととのっていない。（中略）初等教育機関の教員の補充の必要性が非常に大きい。従って、現在緊急の養成計画が最も重要である。占領地区各州はそれぞれこれらの緊急の養成計画を立案している。1年次は大学、2年次は教育実習、3年次は再び大学での学習を要求している一つの計画は、緊急の必要に充分にあうように思われる²¹⁾。」

この報告によると、アメリカ占領管理地区では、46年9月現在占領政策として統一的組織的な養成計画を作成しておらず、さらに使節団の推奨する養成計画には3年の日時を要することを示している。また、西側占領管理地区では、非ナチ化の間接的効果として、大量に欠員が生じた教員の地位にカトリック聖職者の占める比重が急激に増大した²²⁾。

一方、ソ連占領管理地区においても、非ナチ化により教員の補充は急務であった。ソ連軍政部は、45年12月6日指令162号により、国民学校の教員養成のために46年1月1日までに教員養成計画を作成することを、各州の長に指令した。更に、12月15日ソ連軍政部、国民教育中央管理機構、諸政党の代表によって、教員の再教育について討議され、3万人の教員の必要が確認された。162号の付属文書において養成教員数の各州の割り当てが決められ、総計2万8千人の教員を養成する計画が立案された。そして46年1月、通例8ヶ月間の臨時教員養成計画がたてられた。その結果、46年8月、丁度対独米国教育使節団がアメリカ占領地区に到着した時、すでにソ連占領地区では総計24,010人（内女子11,279人）の教員が養成され、その他、ザクセン州で2ヶ月課程により3,340人の教員の養成がなされたことにより、162号で要求されていた人員は量的には充足されたのである²³⁾。

従って、以上のことから、戦後の教員不足に対して、米軍政部においては当初明確な政策をもっていなかったのに対し、ソ連軍政部においてはいち早く教員養成に取り組んでいたというように、両軍政部ではその取り組みに相違があったことが理解出来るのである。

この占領政策の相違はベルリンの教員養成にも影響を与えた。つまり、ベルリンがソ連によって解放される以前に教職にあった、1万4千人の教員のうちから、約5千人が教職に復帰したが、非ナチ化により2,474人が解雇され、2,663人だけが引き続き教職についた。そのために、中央学務局は特別の教員養成施設の設置を計画したが、前述したように占領政策として統一的な教員養成計画を立案していないアメリカ軍政部の反対にあって、当初は実現するに至らなかった。そこで、ベルリンソ連占領管理地区では、ソ連軍政部指令162号に基づいて独自に1,200人の教員を養成する計画を作成した。これが契機となって、連合国管理委員会第24回会議（46年1月）では、ベルリン全体2,400人の教員を養

成する、8ヶ月の臨時教員養成課程設置が決議された²⁴⁾。

こうした米ソの教育政策の相違は、人員的な面から統一学校制度創設の早期実現を困難ならしめた。

2. ソ連占領管理諸州における学校改革

現在ドイツ民主共和国（東ドイツ）においては、次のようにベルリンの学校改革を評価している。

「45年夏、ベルリンにおける進歩勢力は、ドイツのすべての占領地区における反ファシズム民主主義的学校改革を、勇敢に、献身的に先導していた。そのイニシアチブは、多くの観点において、ソ連占領下の諸州における反ファシストにとって模範であった。45年10月には、ベルリンの学校制度のある一定の優位を、ソ連占領地区や西側占領地区に比較して、言うことが出来る。……しかし、46年春には、ベルリンの学校制度の民主的改革はソ連占領地区より遅れていた。なぜなら、ソ連占領地区では学校改革の革命的展開が、ドイツ学校民主化法によって、新たな力強い衝撃をうけていた。しかし、ベルリンではドイツ学校民主化法を公布しなかったからである²⁵⁾。」

この記述から、45年から46年春にかけて、ベルリンの学校改革は、主としてソ連占領管理地区の学校改革の展開と同様の経過をたどっており、ドイツ学校民主化法が成立する前後の時点以降、ベルリンは東部諸州とは異なる展開を示したと考えられる。従って、ここで、ソ連占領管理下の東部諸州のドイツ学校民主化法成立にいたるまでの学校制度の改革の推移をみておきたい。

45年9月24日、国民教育中央管理機構（後のドイツ民主共和国文部省）は、新しい学校制度のあり方について討議し、46年2月1日までにその大綱を決定するため同機構内に専門委員会を結成することを決議した。そして9月29日に同委員会の第一回の会合がもたれた。同時に各行政単位の国民教育管理機関内にも委員会が設立され、ソ連占領下の東部諸州の全域で学校制度の構想が論議された。数多く提出された学校制度案の中から代表的な案を以下に紹介する²⁶⁾。

(1) パンペリン（Pamperrien: 社会民主党员）案（45.9）。

3年制の基礎学校の上に、高等学校（Höhereschule：7年）・中間学校（Mittelschule：6年）・国民学校高等科（Volksschule：5年）の上積みを考える。

この案は、中等教育段階以上ではコース分化を考えている。大学進学を目的としてエリート層養成の機関であるギムナジウム・中堅層の社会人育成を目指す実科学校（Realschule）・国民大衆の初等教育の補足機関であった国民学校高等科、といった中等教育の分化していたワイマール共和国時代の学校制度の系譜を、この案は基本的には継承しており、すべての者に共通な教育という統一学校制度の理念の具体化にはなお遠い。

(2) チューリンゲン市国民教育部案（45.7）

4年制の基礎学校の上に3年制の中間学校を上積みし、これを共通教育とし、この上に上級学校（Oberschule：6年）・職業学校（Berufsschule：年限不明）を分化させる。

(3) ラング（J. Lang: ライプツヒ市視学）案

6年制の基礎学校の上に、3年制中間学校（学問的興味を重視）その上に4年制上級学校という系列と、3年制中間学校（職業的興味を重視）その上に職業学校・専門学校（Fachschule：年限不明）という系列とに中等教育を分化させる。

これらの案は、従来の3本立であった中等教育の統合を目指したもので、統一学校の実現に一步

接近した学校制度案である。

(4) 国民教育中央管理機構学校制度委員会案（45.12）

以上の諸提案を考慮にいれ、学校制度委員会は45年12月末委員会案を発表した。それは、8年制基礎学校（大都市においては6学年より上級の学校進学を認める）の上に上構学校（Aufbauschule: 年限未決定）・3年制職業学校（この上に2年制の職業上級学校）を並列させる案である。チューリンゲン市国民教育部案やJ・ラング案よりも基礎学校の年限が8年という点で、統一学校の理念に更に一步近づいたものといえよう。

(5) ドイツ学校民主化法における学校制度

46年1月、国民教育中央管理機構・ソ連軍政部・各行政単位の教育行政機関の各代表は学校制度を最終的に決定するためにハレーに集合した。ハレー会議では、特に、完全な統一学校の実現を望むソ連軍政部の主張と、基礎学校の上級学年ではコース制を主張するドイツ人側（KPD系は除く）の見解とが対立した²⁷⁾。それとの関連で基礎学校を6年制とするか8年制とするかが論議の焦点となった。この会議における討議を土台にしてドイツ学校民主化法草案が作られた。このドイツ学校民主化法は46年5月から6月にかけて東部諸州議会で可決された。この法律における学校制度は、8年制基礎学校、その上に4年制上級学校・3年制職業学校（この上に2年制専門学校）を並列させる学校制度で、国民教育中央管理機構委員会案の、大都市においては6学年より上級の学校進学を認めるといった例外規定はなくなっている。

3. ベルリンにおける学校改革の開始

東部諸州における学校改革の中心は統一学校制度創設にあったが、ベルリンの学校改革の中心も同様であった。ベルリンでは、すでに45年6月11日市参事会によって布告された、「ベルリンにおける学校再開に関する暫定規則」²⁸⁾の宗教授業の非正規科目化や私立学校の禁止等の規定の中に、統一学校制度構想の萌芽がみられた。10月18日の社会民主党（SPD）・KPD共同の学校改革上での諸提案や、11月4日のSPD・KPD共同教員示威集会において、次の諸点が統一学校制度創設上での主要な改革点として挙げられている²⁹⁾。

1. 複線型学校体系から単線型学校体系へ、基礎学校の年限を従来の4年から引き上げる。中等教育機関を一本化する。
2. 学校と教会の分離
公立の宗派学校や共同学校の廃止。授業計画から宗教授業の排除。
3. 私立学校の閉鎖・禁止

この統一学校制度構想のもとに、45年から46年にかけてのベルリンにおける学校改革は展開したが、しかし実際の具体化をめぐる種々な意見の対立があった。たとえば基礎学校の年限について、すでに東部諸州は46年1月のハレー会議で8年としているが、ベルリンでは、46年10月の視学全体会議で6年制を、47年5月の同会議では8年制を、それぞれ決議している³⁰⁾。このことは、基礎学校の年限に関して、意見がわかれていたことを示している。また、45年10月初旬、市参事会で、6月11日の暫定市参事会規則の宗教授業に関する規定³¹⁾が討議された際、市長ヴェルナー（A. Werner：無所属）が引き続き市参事会規則の規定の継続を主張したのに対し、ヴィンツァーや視学ミュルツェ（Schulze：SPD）は、市参事会規則の規定を改めて授業計画から宗教授業を排除することを主張して対立した（ちなみに、45年10月現在宗教授業はベルリン20区のうち13区で実施されていた。しか

し、宗教授業を実施した区においても、すべての学校で実施されたわけではなかった。なお、宗教授業を全く実施しなかった7区のうち、西側占領地区は2区、ソ連占領地区は5区であった³²⁾。結局両者の間で妥協が成立し、10月15日市参事は「宗教授業は補足的に正規の授業時間外で実施される」との新たな規定を布告した³³⁾。

一方、アメリカベルリン軍政部は、「主として共産党員が、すべての私立学校の廃止に非民主的な方法で賛成している。……学校再開に関する暫定規則は、すべての私立学校を明らかに禁止している。この規則はA K E Cソ連代表によって熱心に支持されている。……ベルリン市長やベルリンの教育関係者は、連合国管理委員会がベルリンを統治することになった後も、一方的にソ連軍政部の命令を実行している³⁴⁾」との認識をもっていた。このような認識に基づいて対立が目立った私立学校や宗教授業の問題において、連合国間で、「(1)45年12月現在開校しているすべての私立学校は引き続き開校されるが、新たな私立学校の設立はA K E Cの許可が必要である。(2)宗教教授は、書式をもってその受講を申請した父兄の子弟に、選択科目として教授される。」³⁵⁾との、いわば現状凍結的な妥協が成立したのである。

以上、第1章で扱った種々の事象をみるならば、ベルリンの学校改革が東部諸州や西部諸州と異なった展開をとげつつあることを、理解することが出来るのである。

4. 小 結

トルーマン・ドクトリンは、アメリカのソ連「封じ込め」戦略の開始を告げるものであった。しかし、それに先立って、この章で扱った時期(45年5月から46年9月まで)に、この宣言に関するいくつかの伏線が敷かれていた。その一つに、46年9月のアメリカ国務長官バーンズのドイツのシュトゥットガルトにおける演説がある。その演説の中でバーンズは、ドイツ処理問題についてソ連とは見解が相容れないことを、明らかにしている。

このような状況下で、ベルリンの学校改革の展開は、当初から種々の困難な問題にぶつかった。すなわち、教職員の非ナチ化、教員養成、私立学校、宗教教授等の問題における、米ソ間の政策の相違であった。ベルリン連合国管理委員会は、それに関して調整の役割を十分に果せなかった。

しかし、ベルリンの学校改革を規定したのは、占領権力の政策がすべてではなかった。45年10月のSPD・KPD共同の学校改革についての提案や、SPD・KPD共同教員示威集会にみられるように、ベルリン住民の内在的な要求として統一学校創設の要求が存在したのである。

従って、占領初期には東部諸州と同様の経過をたどったベルリンの学校改革が、次第に東部諸州とも西部諸州とも異なった展開をこの時期に示す要因となったのは、

- (1) 占領権力間における統一学校制度創設をめぐる個別的な教育政策の相違
- (2) 協調から対決の場となった連合国管理委員会の機能の停滞
- (3) ベルリン住民の統一学校制度創設への要求の存在

以上の三点であったのである。

第2章 ベルリン学校法の制定

46年10月20日、戦後最初のベルリン市議会議員選挙がおこなわれた。選挙結果は、SPD 48.7% (議席数67)、キリスト教民主同盟(CDU) 22% (同29)、自由民主党(LDPD) 9% (同16)とそれぞれ得票したのに反して、市参事会の与党である社会主義統一党(SED)は19.8% (同26)得票したにとどまった³⁶⁾。この選挙結果をもとにした12月5日の市参事会の交替において、SPD指導

部は、34年のプラハ宣言における「最初からブルジョア諸政党と権力を分有したことは、重大な歴史的失敗であった」との自己批判を考慮せずに、再び、ブルジョア政党・CDUと連立政権を組織した。

第1章でのべたように、SEDを与党とする市参事会は統一学校制度の創設に努力したが、その過程で学校法立法化の必要性が明らかになった。つまり、46年当時、ベルリン全区に共通の法的拘束力のある学校法が存在していなかったために、個々の場合、連合国管理委員会指令や市参事会決議が存在しない時は、各占領軍々政部の指示や戦前の法律、たとえば18世紀以来のプロイセン州法、に基づいて決定がなされなければならないという事態が生じた。従ってこの事態を解消するために、46年12月以降、SPDとCDUの連立からなる市参事会下における学校改革上の課題は、ベルリン全区に共通の法的拘束力のある学校法の立法化をすすめることにあった。

1. SED学校法案

そこで47年1月17日、まずSEDが市議会に学校法案を提出した。SEDの学校法案³⁷⁾は、ソ連占領管理地区各州議会で成立したドイツ学校民主化法と、基本的な点で一致している。すなわち基礎学校を8年制、上級学校を4年制とし、私立学校の設立を禁止している。また同法案では、学校教育の宗派的分裂を防ぐために、宗教教授は宗教団体の事務とされ、宗派学校や共同学校の設立は否定されている。

2. 市参事会の学校法案

SPD指導部は、SEDによる学校法案市議会提出という事態に直面して、急きょ学校法の市参事会案作成に着手した。市参事会案は、教育担当参事ネストリープケ（S. Nestriepke : SPD）によって作成された市参事会案草案³⁸⁾をもとに、2月17・26の両日市参事会で討議され、2月末に公表された。その際CDU指導部は、ネストリープケ案にあった、私立学校の禁止や宗教教授を宗教団体の事務とする案を修正させることに成功した³⁹⁾。公表された学校法市参事会案の内容は次のとおりである。

ポツダム協定は、ドイツの教育からのナチズムや軍国主義の排除を定めているが、市参事会案の教育目的条項⁴⁰⁾はポツダム協定を一顧することなく、反ファシズム反軍国主義的立場の表明を放棄している。この点、ドイツ学校民主化法の教育目的条項⁴¹⁾とは対照的である。

市参事会案は、ベルリンの学校制度を、6年制の基礎学校と、上級学校から構成することを予定している。上級学校は、大学に継続する普通教育科（6年制：Wissenschaftlichen Zweig）と実業教育科（3年制：Praktischen Zweig）に大別され、普通教育科は理数系（Mathematisch-naturwissenschaftlichen Lehrgang）と人文系（Neu-und altsprachlichen Lehrgang）に細別される（事情によっては芸術系が更に付設される）。この市参事会案における6年制基礎学校は、SED案の8年制基礎学校に比較すると、共通な初等教育の年限が短縮されており、それだけすべてのものの平等な教育を受ける権利の保障が制限されていることになる。上級学校の構成も複線型学校体系解消に役立つものではない。すなわち、市参事会案では、ワイマール時代のエリート層並びに中堅管理層養成の中等教育機関であったギムナジウム・実科学校が、普通教育科人文系・理数系に、また、国民大衆の初等教育の補足教育機関であった国民学校高等科が実業教育科にと、それぞれ、名称を変えながらもワイマール時代の学校体系が依然として維持されているのである。

最後に、市参事会案は、公立の宗派学校・共同学校の設立を考慮していないが、CDU指導部と

との妥協の結果、宗教授業を正規の教科目とした。宗教授業を正規の教科目とすることは、宗教授業が通常の授業計画に組み込まれ、教員の職務時間数に計算され、生徒の課業成績に評価されることを意味する。また宗教授業担当教員の任免や宗教授業の教材の選択に教会当局の了解を必要とする。従って、宗教授業を正規の教科目とすることは、教会と学校の分離の原則に反する。

3. 教職員、視学の動向

こうした市参事会案に反対し、民主的な学校法立法化を要求して運動を展開したのは、ベルリン教職員組合（Der Berliner Verband der Lehrer und Erzieher, 略称BVL）であった。当時、BVL指導部内では委員長シュレーター（R. Schröter）を中心とするSPD指導部を支持する組合幹部は、SEDの影響下にあった自由ドイツ労働組合連合（FDGB）からBVLの脱退を策していた。しかし、下部組合員にとって、支持政党のいかにかわらず、統一学校制度実現の運動を継続することは、みずからの子弟を高等の教育からしめ出していたウィマル期の学校制度を彼等が理解した場合、当然のことであった。従って、BVLは、47年3月4日の代表者会議で、市参事会案に反対することを134:18をもって決議した⁴²⁾。更に、5月28日のBVL傘下組合員約2千名が参加した教員示威集会において、わずか12名の市参事会案賛成者を除いた圧倒的多数の組合員は、市参事会案反対の決議をした⁴³⁾。

ところで、47年3月5日、全ベルリンの教職員を監督する立場にある視学達の全体会議⁴⁴⁾に、市参事会案が、ネストリープケによって正式に提示された。しかし、そこではSPD指導部の期待に反し、SPD系視学はSED系視学と協同して市参事会案反対の立場にまわった。特に、市参事会案の、(1)基礎学校は6年制とする、(2)私立学校の設立を認める、(3)宗教授業は正規の教科目とする、という点に関して、全体会議はそれぞれ41:9、57:1、56:6の票差をもって反対決議をした。それとともに、全体会議は以下の市参事会案修正提案を市参事会に提出した。つまり、

「(1)ベルリン地区における学校の設置者は、原則的にベルリン市である。他の設置者の普通教育学校並びに職業教育学校（私立学校）は許可されない。公立学校の教授対象でない知識を教授する私立学校にかぎり、事情によっては中央学務局によってその設立を許可される。

(2)宗教教授は、教会や宗教団体の事柄であり、聖職者やまたは宗教教師によっておこなわれる。

(以上、3月12日の全体会議において)

(3)基礎学校は8年制とする。

(4)上級学校は4年制とし、普通教育科と実業教育科から構成される。(以上、5月3日の全体会議において)⁴⁵⁾。

こうした市参事会案に反対するベルリンの教職員や視学の動向が、CDU指導部との妥協の上に成立した市参事会案から、SPD指導部が距離をおく要因となった。

4. 市議会における学校法案の審議

このSPD指導部の政策の転換を、市議会における学校法案の審議過程にみる事が出来る。

市議会本会議における第1回目の読会（47年3月13日）で、ネストリープケは、市参事会案修正の用意があることを明らかにして、「私は市参事会案を条件付きで支持いたします。私は、理由もなく、何時間も視学達の会議に出席していたわけではありません。もし私が納得出来る指摘がありましたら、私は喜んでそれに同意する所存です⁴⁶⁾。」と発言している。3月20日の本会議では、SPD

指導部を代表してメイ（W. May）が、「我が党は、市参事会提案の学校法案に対して客観的に論評を加える権利が十分に保障されることを、要求いたします⁴⁷⁾。」と発言した。更にSPD指導部はマテック（K. Mattick）の責任の下に発行されたこの法案に対する小冊子「社会民主主義と学校」の中で、「1947年3月13日提案122号として市議会に上程された学校法案は、SPDの法案ではなく市参事会の提案であって、SPDの観点から根本的にそれる条項を含んでいる⁴⁸⁾」と表明している。こうして第一回目の読会終了後、市参事会案・SPD法案の文教委員会への付託が決議され、両法案は同委員会で、審議されることになった。

ところが、その後、市参事会案草案作成者であるネストリープケが、視学の扱いに関する連合国管理委員会指令に対する違反ということで、連合国管理委員会によって解任させられるという事態が持ち上がった⁴⁹⁾。ネストリープケは、視学全体会議における市参事会案の否決の後、視学の反対運動を抑えるため、視学の行政上における活動範囲を制限しようとしていたのである。もはやSPD指導部内のロイター（E. Reuter）など市参事会案の主要提案者は、市参事会案を支持すると公言したり擁護したりすることを取返してしようとしなかった。SPD指導部は、ネストリープケの解任によって、視学をはじめとするベルリン住民の支持を得ることが困難であると判断したからである。

47年6月24日文教委員会は、視学全体会議の提案やSEDの学校法案を考慮に入れて、8年制基礎学校・普通教育科と実業教育科から構成された4年制上級学校・私立学校の禁止・宗教授業の非正規科目化を内容とする、学校法文教委員会案を新たに作成した⁵⁰⁾。

第2回目の読会は7月11日に開始される予定であった。7月中に第2回目の読会がおこなわれていれば、学校法は47/48学校年度の開始以前に成立する可能性があった。しかし予算案審議のほか、他の問題を取り上げることを欲しないSPDと学校法早期成立に反対するCDUによって、読会は延期となった。この結果に対し、7月16日視学全体会議は、即刻法案を議事日程にあげるよう、以下の決議を、55（賛成）対1（棄権）で採択した。

「100年来ドイツ教員団によって主張され行動された学校改革上の目的に鑑み、またベルリン教員団の圧倒的多数がこの学校法々案（注：文教委員会法案 — 筆者）を支持していることを顧慮に入れて、視学全体会議は学校法々案にベルリン市の予算と同等の重要性を承認する。従って、即刻法案を議事日程にあげることを我々は願うものである⁵¹⁾。」

一方、ベルリンCDU党首であり文教委員会委員長であるランデスベルグ（Landesberg）は、「学校法成立にはまだ時間がかかる。早くとも48年9月であろう⁵²⁾」と述べ、学校法成立に抵抗の姿勢を示した。9月17日、視学全体会議は学校法の早期実現を要求して再び以下の決議を採択した。

「視学全体会議は、学校法々案がいまだ本会議で討議可決されないことを、遺憾に思う。我々は、学校や全住民の利害から、学校法々案が早急に討議に付されることが、必要不可欠であると考えて⁵³⁾。」

10月16日第2回目の読会が市議会本会議で開始された。本会議における討論は、文教委員会の審議報告から始まり、文教委員会は前述した文教委員会案を提出した。CDUは私立学校設置の自由・宗教授業の正規の教科科目化を要求して文教委員会案に反対した。レーベル（A. Leber）は、SPDを代表してCDUの要求に反対すると同時に、6月25日布告された連合国管理理事会指令54号⁵⁴⁾と比較検討するため、学校法々案の文教委員会への再度の付託を提案した。クロイツァー（M. Kreuzizer ; SED）は、学校法案の即時可決を主張し、会期延長による討論継続の動議を提出した。しかし、クロイツァーの動議は否決され、CDU・LDPD・SPDの賛成投票をもって、文教委員会案は指令54号

と比較検討するため文教委員会へ再度付託された⁵⁵⁾。10月30日、市議会本会議で学校法に関する討論が再開されたがなんら進展をみせずに終わった。

5. SPDとLDPDの学校法案をめぐる妥協

SPD指導部は、みずから立案した市参事会案が教職員や視学の反対の前に葬り去られたのみならず、文教委員会案にCDU・LDPD指導部が反対の立場を明らかにするという事態に直面した。SPD指導部は、このことによって、次の二点の状況認識をもつに至った。(1)CDUとの政策全般にわたる提携関係が脅かされつつある、(2)この事態はSPD党员とSED党员の間に協同意識を強化する(なぜなら、もし市議会本会議で文教委員会案にCDU、LDPDが反対し、SPD、SEDが賛成した場合、このことによって両労働者政党の協同行動が公に強調されるからである)。以上のことから、SPD指導部は、(1)並びに(2)で挙げた状況の進行を阻止するため、改めて、CDU、LDPD指導部との広範な妥協によって、CDU、LDPDが文教委員会案に賛成投票出来るように努力したのである。

しかし、CDU指導部は、33年ヒトラーとローマ法皇の間で締結された帝国政教条約⁵⁶⁾の法的拘束力がいまだ存在することを明らかにするとともに、(1)正規の教科目としての宗教授業の承認(2)親の意思にもとづく私立学校設立の許可(3)人文ギムナジウムの助成等を内容とする独自の学校法案を市議会に上程していた⁵⁷⁾。従ってSPD指導部とCDU指導部の間で妥協の余地はなかった⁵⁸⁾。

CDU指導部との交渉に失敗したSPD指導部は、LDPD指導部との交渉に努力を集中した。LDPD指導部の代表者としてSPD指導部との交渉に参加したバイゼ(E. Beise)が、後年、「LDPDはもともと文教委員会案に賛成投票する気はなかった。しかし47年10月LDPDとSPDの文化担当者は、文教委員会案を修正することによってLDPDの承認を可能とする、という目的で協議をした⁵⁹⁾。」と語っているように、10月の両党間の協議において、LDPD指導部は自党の文教委員会案支持表明を同法案の修正に利用した。SPD指導部とLDPD指導部の間で合意に達した妥協案は次の二点を含んでいた。

「(1)、教育目的条項に『キリスト教尊重』の表現を盛り込むこと。

(2)、統一学校制度の運用においては、現存するすべての学校を廃止していわば強制的に統一学校制度に編入すべきではなく、むしろ現在の学校改革を起点として統一学校制度を徐々に形成していくべきこと⁶⁰⁾。」

SPD指導部とLDPD指導部の合意の内容は、文教委員会案が予定している統一学校制度案に一定の制限を加えることを意図したものである。つまり、教育目的条項に「キリスト教尊重」の表現が盛り込まれたことにより、特定の思想・信条が学校教育全体において尊重されるとともに、その反面、キリスト教に対抗的な世界観は学校教育から排除されるという反民主的な事態の出来が予想される。また、「現存するすべての学校を廃止せず統一学校制度を徐々に形成していくこと」という合意内容は、実科学校・キムナジウムの存続を謀るものであり、政治的な力関係逆転の日まで統一学校制度の完全実施を遅滞させようとする意図がみられる⁶¹⁾。

更に、この両党指導部間の協議は、FDP(LDPDの後身)議員フィッシャー(Fischer)が51年(西)ベルリン市議会で「この協議によって、また当時のLDPDの関与によって、学校法へのSEDの影響は阻止されたのであります。我々は、当時SPDがSEDの影響を後退させるという課題をLDPDと協同して為し遂げたことに、感謝いたしますのであります⁶²⁾」と発言しているように、SED

の勢力後退を謀ったものであったことが理解出来るのである。

6. 連合国管理委員会による学校法案の修正

47年11月13日、SPD指導部とLDPD指導部によって修正された文教委員会案は、市議会本会議で86（SPD・SED・LDPD）：30（CDU）をもって可決された^{63）}。なお施行期日について、ビルダンゲルは48年4月1日を、ランデスベルグは48年9月1日をそれぞれ提案したが、ビルダンゲルの提案が採択された^{64）}。こうして、ベルリン市議会で採択された学校法案は、連合国管理委員会に裁可のため11月26日送付された。

ところが、管理委員会に学校法案が送付されて以来、その裁可は半年間にわたって棚上げにされ、このままでは48／49学校年度までに公布施行出来るかどうか危ぶまれる事態にいたった。そこで、48年5月11日市議会は、管理委員会へ学校法の早期裁可を要請する決議を、SPD、SEDの賛成によって採択した^{65）}。管理委員会の裁可は、市議会で学校法案が可決されてから7ヶ月経た48年6月22日修正の末におりた。管理委員会の修正は次の二点である。

つまり、アメリカ代表が再三にわたり要求していた「私立学校設置の自由」に関し、各宗派並びに教育に利害ある団体が、少なくとも一校の私立学校を設立することが出来るように、私立学校禁止条項は修正された^{66）}。

また、教育目的条項に「教育の目的は、ナチイデオロギーに徹底的に反対する人格の形成にある」という文が搜入された^{67）}。この搜入文は、ドイツの教育からナチズムや軍国主義の排除を定めたポツダム協定に基づくものである。ヨーロッパをアメリカの市場圏として再編成し、また共産主義に対抗しようとする意図をもったマーシャルプランの発表（47年6月）、一方ソ連を中心としたコミンフォルムの結成（47年10月）といった米ソの国際政治における対立が激化する中で、連合国が一致してナチズムの排除を教育理念の中に搜入したことは注目される。ドイツの連合国による占領管理において、いわゆる「破壊的D」政策（非ナチ化・非軍国主義化・工場解体）に関しては政策の一致が多少とも実現した^{68）}といわれるが、搜入文はその一例となろう。しかし、視点をかえれば、教育理念としての反ナチズムがベルリン住民の内在的な要求に基づくものではなく、外からの占領権力によって与えられたという点に問題がのこる。

7. ベルリン学校法の特徴

以上のような経過のもとに、ベルリン学校法は制定され、46月1日に遡ってその効力をもつこととなった。ベルリンの学校改革は、四カ国共同管理といった特異な環境の中で、東部諸州や西部諸州と異なった展開を示したが、その改革の一つの所産である学校法の特徴について次にふれてみたい。

西部諸州においては、シュレスウィヒホルシュタイン、ハンブルグ、ブレーメン各州で6年制基礎学校が法制化された（今日ではこれらの州も4年制に復帰しているのが現状である）が、それ以外の州ではいずれも4年制基礎学校のままであった。また、各州憲法においては、いずれも公立宗派学校や共同学校の設立を認めている。つまり、基本的には、西部諸州の学校制度は、4年制基礎学校や学校教育への教会の関与を認めるワイマール共和国時代の学校制度の復活である。

それに対してベルリン学校法は、別名「学校改革法」^{69）}ともいわれているように、単線型学校体系（8年制基礎学校を共なった統一学校制度）の導入によって、従来の複線型学校体系による教育機会の不平等を是正した。この点にベルリン学校法の特徴がある。更に、反ナチズム的教育理念をかか

げ、学校と教会の分離の原則に基づく公立宗派学校の否定、及び宗教教授を教会の事務とした規定などの中に、その特色をみい出すことが出来る。

8. 小 結

この章で扱った時期（46年10月から48年6月まで）の特徴は、ベルリン住民からの統一学校制度創設への要求が、学校法の立法過程を通して、ベルリンの学校改革の前面に出て来たことである。

他方、この時期に、ベルリンの学校改革の展開を規定する新たな要因として、CDU、LDPD指導部の学校法の制定過程における動きにみられるように、統一学校制度創設に反対する勢力も登場して来た。この反対勢力は、「統一学校制度は徐々に形成されるべきである」という点を、SPD指導部との間で確認することによって、この後、西ベルリンで、学校制度がワイマール期の学校制度になしきず的に復帰をとげる素地を作ることになった。

占領権力は、ドイツの教育の民主化という占領政策の一分を、ベルリンの学校改革の展開の中で果した。それは、ポツダム協定で指示されているドイツの教育から、ナチイデオロギーの排除を、学校法の教育目的条項に、「教育目的は、ナチイデオロギーに反対する人格の形成にある」という文句を挿入するという形で具体化したことに示される。

つまり、一般的に外国軍隊による服従・強制のもとにあっては、民主化の原動力として不可欠な市民的参加の意欲が阻外されることになるが、ベルリン学校法成立の要因は、それを克服する教職員や視学等の要求にみられるベルリン住民の積極的働きかけに、あったのである。一方、ベルリン住民内の統一学校制度に反対する勢力や、占領権力も、それぞれベルリンの学校改革の展開に一定の関与をなした。

結 語

従来日本におけるベルリン学校法の紹介は、ベルリン学校法の制定は占領政策が契機となっていると見る点で共通している。

確かに、連合国管理理事会指令54号では単線型学校体系の導入を指示しており、占領権力が統一学校制度創設に関して好意的であったには違いない。にもかかわらず、各占領権力の統一学校制度をめぐる個々の政策における相違は、結果として、ベルリン学校法の裁可が、連合国管理委員会によって、7ヶ月も棚上げにされる事態を生じさせた。それに対して、ベルリン住民の統一学校制度に関する強い要求をうけて、市議会は学校法の早期裁可を決議している。これらの点は、ベルリン学校法の制定は占領政策が契機となっているという見方に、否定的事実となる。

ベルリン学校法制定にいたるベルリンの学校改革の展開をみた場合、占領権力より、むしろベルリン住民の統一学校制度創設への積極的参加が際立つ。この点、序で紹介したバイエルンの場合とは決定的に異なる点である。

従って、ベルリンの学校改革が、(西)ドイツの教育改革の中で、もっとも順調に進んだ代表的事例であることには相違ない。が、その順調に進んだ要因は、占領権力の民主化政策にあったのではなくベルリン住民の内在的要求の成熟にあったということを最後に強調しておきたい。

以上、本稿においては、統一学校制度創設の面から戦後ベルリンの学校改革の究明を試みてきたが、今後の課題として、その統一学校における管理運営の面からの究明が残されている。

その究明の中心となるのが、合議制学校管理（Die kollegiale Schulleitung）を定めているベルリン学校法第16条の制定過程である。合議制学校管理法とは、職員会議を校長の諮問機関とする伝

統的な独任制学校管理（Die direktorial Schulleitung）と異なっており、職員会議が教育の内の事項にかんする学校の議決機関であるとする管理法制である。

私は、このベルリン学校法第16条を、20年代に登場した改革教育学（Reformpädagogik、別名「新教育運動」）を再びとりあげようとする、戦後ドイツの教育改革の潮流がベルリンの学校改革に及ぼした影響の一つの所産とみなすことが出来ると考えている。この点の検討については、今後の課題としたい。

<注>

- 1) 齊藤孝「冷戦の歴史」、岩波講座現代、第6巻、所収、p. 29。
- 2) 宮田光雄『西ドイツの精神構造』、岩波書店、1970、p. 398。
- 3) Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte, Bd. 6, S. 313.
- 4) 中野光、他『戦後ドイツ教育史』、御茶の水書房、1966、p. 43。
宮田光雄、前掲書 p. 391 ではこのベルリン学校法を以下のように評価している。
「……この占領初期には、東西いずれの地区においても、占領軍政が教育改革のうえに、進歩的な役割を果たした事実は、はっきり肯定されなければならない。そうした影響は、なかんずく戦後いち早く成立をみた、いくつかの州憲法の《革新的》な教育条項にも反映している。そこでは、教育目的の社会性から、教育の非権力性、教育機会の平等性などが明文化されている。とくに48年に制定され、連合国管理委員会から承認された『ベルリン学校法』は、このような新教育の精神を、はっきり制度改革として結実させた代表的な事例といえることができる。」
- 5) 145条：就学は一般の義務である。この義務の履行は、原則的には最少限8年の国民学校と、それに接続する満18才までの補習学校によってなされる。（以下略）。
146条1項：公立学校制度は有機的にこれを構成しなければならない。すべての者に共通な基礎学校の上に、中等および高等の学校制度がつくられる。……子を一定の学校に入学させるについては……宗教上の信仰を標準とすべきではない。
147条3項：私立の予備学校は、これを廃止しなければならない。
- 6) 146条2項：しかし、市町村内においては、教育権者の申請に応じて……その信仰または世界観の国民学校が設置されなければならない。……詳細は、国の法律の原則にしたがい、州の立法がこれを定める。
147条2項：私立国民学校は、第146条2項によってその意思を考慮することを要する少数の教育権者のために、市町村内にその宗派または世界観の公立国民学校が存在しない場合……許可されなければならない。
149条1項：宗教教授は、宗派に関係のない（世俗的—Weltlichen）学校をのぞいて、学校の正規の教科目である。（以下略）。
- 7) 「全国学校法」案は社会民主党のシュルツによって起草されたもので、共同学校を標準の学校形態とし、一方宗派学校及び世俗学校の設立も認めるというもの。
「ドイツ国憲法第146条第2項および第149条の実施に関する法律」案は、第4次マルクス内閣の内務大臣コイデルによって起草されたもの。学校の種類を共同学校・宗派学校・世俗学校とする。共同学校・宗派学校を管理する地方学校管理当局には、議席及び発言権をもつ宗教団体の代表を加えること。宗教団体の幹部には、学校の宗教教授がその宗教団体の教義に従って行なわれているかどうかを確認の機会が与えられること等が規定されている。
（梅根悟『近代国家と民衆教育』、誠文堂新光社、1967、p. 442 — 444 参照。）
- 8) E. Ch. Helmreich : Religious Education in German Schools—An Historical Approach, 1959, p. 220.
- 9) Report of the United States Education Mission to Germany, 1946, p. 19.

- 10) Leo Regener: Der Bruch des Potsdamer Abkommens in der westdeutschen Schulgesetzgebung, in : Pädagogik, Jg. 14, 1959, S. 417.
- 11) Report of the United States Education Mission, p. 2.
- 12) Vgl. L. Regener: a. a. O., SS. 420-422.
- 13) 宮田光雄, 前掲書, p. 393.
- 14) 中野光, 他, 前掲書, p. 50.
- 15) 宮田光雄, 前掲書, p. 399.
- 16) L. Regener: a. a. O., S. 423.
- 17) 市参事会の構成は共産党 6 名, 社会民主党 4 名, キリスト教民主同盟 3 名, 無所属 5 名であった (Friedrich Kindel: Der Kampf der SED für das demokratische Einheitsschulgesetzes in Groß-Berlin, in: Pädagogische Forschung, Sonderheft, 1964, S. 79.)。なお, 45 年 5 / 6 月現在で, ベルリン 20 区の区長共産党 6 名, 社会民主党 3 名, 元ブルジョア政党员 4 名, 無党派 4 名であった (石川浩『戦後ドイツ革命の研究』, 法律文化社, 1972, p. 35.)。
- 18) 宮田光雄, 前掲書, p. 209.
- 19) Report of the United States Education Mission, p. 11.
- 20) Charles W. Meister: A Year in Berlin Education, in: The Harvard Educational Review, Vol. 16, No. 4, 1946, p. 265.
- 21) Report of the United States Education Mission, p. 26.
- 22) 宮田光雄, 前掲書, p. 397.
- 23) Vgl. Gottfried Uhlig: Der Beginn der antifaschistisch-demokratischen Schulreform 1945-1946, in: Monumenta Paedagogica, Bd. 2, 1965, SS. 128 und 131.
- 24) G. Uhlig: a. a. O., S. 128.
- 25) Ebenda, SS. 220 und 222.
- 26) 以下の学校制度については, G. Uhlig: a. a. O., SS. 197-201 を参照。
- 27) 中野光, 他, 前掲書, p. 23.
- 28) 45 年 6 月 11 日, ソ連軍政部から連合国管理委員会がベルリンの統治を引き継いだ際, 同委員会は指令第 1 号を布告し, その中で次のようにのべている。「ベルリンの赤軍軍政部並びに駐留軍の長やその統制下におかれたドイツ側当局によって出された布告は, 特別な指示があるまで法的拘束力がある」。それとともに, 市参事会 (5 月 19 日成立) や市参事会によって出された「ベルリンにおける学校再開に関する暫定規則」(6 月 11 日布告) は合法であることが, 連合国管理委員会によって承認された (Vgl. F. Kindel: a. a. O., S. 80.)
- 29) Vgl. Anton Ackermann: Demokratische Schulreform, in: Zwei Jahrzehnte Bildungspolitik in der Sowjet-Zone Deutschlands, Hrsg. von Siegfried Baske / Martha Engelbert, Teil 1. 1966, SS. 7-16. und Vgl. Gemeinsamer Aufruf der KPD und SPD zur demokratischen Schulreform vom 18. Oktober 1945: a. a. O., SS. 5-7.
- 30) Erich Brehm: Die Berliner Schulreform, in: Die neue Schule, Nr. 8, 1947, S. 1.
- 31) 暫定市参事会規則は宗教授業について次のように規定している。「親はその子弟を自由に宗教授業に参加させることが出来る。宗教授業は, 教会によって任命された聖職者または教員によって, 授業計画の中で補足的にまたは授業時間の開始時や終了時におこなわれる」(E. Ch. Helmreich: op. cit. p. 221.)
- 32) E. Ch. Helmreich: op. cit. p. 221.
- 33) Ibid., p. 222.
- 34, 35) Charles W. Meister: op. cit. pp. 259 and 261.
- 36) 46 年 4 月 21 日, SPD と KPD の合同による新党 SED が創立された。他方, KPD との統一行動に消極的な SPD 右派幹部は, 46 年 4 月 7 日, ベルリン SPD を結成した。それとともに, 新 SPD は, 5

月、市参事会から役員を引き揚げた。こうして、ベルリンにおいては二つの労働者政党が互に対立して存在することになった。

37) F. Kindel :a. a. O., SS. 83-84.

38) ネストリープケ草案は次の諸点を主要な内容としている。

1.基礎学校は6年制とする。2.上級学校は普通教育科・技術教育科、商業教育科に大別される。3.私立学校設立の禁止。4.宗教教授は宗教団体の事務とする。(Vgl. Siegfried Nestriepke:Schule am Scheidewege, in:Der Sozialdemokrat. vom 25. März 1947. und Vgl. Werner Lemm:Die Rolle der SPD bei der Entwicklung des Westberliner Schulwesens, 1962, SS. 60-63.)

39) 市参事会案では、私立学校の設立が認められ、宗教授業は正規の教科目とされた。(S. Nestriepke:Das Neue Schulgesetz für Groß-Berlin, in:Der Sozialdemokrat. vom 4. März 1947., S. 3.)

40) 市参事会案教育目的条項は次のとおりである。

「学校の目的は、自らの批判的思考や人格的独立を社会に対する責任と結びつけ、且つ十分な知識を有する人間を創造することである。あらゆる教育は、すべての人間の平等な基本権の承認、あらゆる尊重すべき信条への尊敬、そして社会の進歩的形成並びに諸国民の平和的相互理解への意志を青少年に目覚めさせることを目的としなければならない。児童の活動欲への適切な指導は、市民的義務の誠実な履行への心構えの育成と結びつかなければならない。」(W. Lemm:a. a. O., S. 56.)

41) この点に関し、ドイツ学校民主化法教育目的条項では次のように規定している。

「ドイツ民主学校は、青年をナチズム・軍国主義から解放し、平和と民主主義の真の理解者となれるよう青年を教育する。」(Vgl. S. Baske/M. Engelbert :a. a. O., S. 25.)

42) F. Kindel :a. a. O., S. 87.

43) Ebenda. S. 94.

44) 視学の立場を明らかにするために、ベルリンの学校教育行政の機構を示すと次のようになる。

市参事会	中央学務局	区学務課
	第2部門、学校(除、大学)	スタッフ 区視学
	スタッフ、上級視学、	職務 地域別に学校の監察
	職務 学校種類別による区学務課の監察。	

(Vgl. Schulorganisation in Berlin, in: Bildung und Erziehung, Jg. 11, 1958, SS. 238-239.)

当時視学(約65名)は、SPD系が多数を占め、SED系は15名であった。(F. Kindel :a. a. O., S. 89.)

45) F. Kindel :a. a. O., S. 90. und W. Lemm:a. a. O., S. 73.

46, 47, 48) W. Lemm:a. a. O., S. 79.

49) その間の事情は次のとおりである。

46年7月3日の連合国管理委員会指令によれば、中央学務局上級視学は、同時に区学務課次長の地位を兼任し、それにともない、区参事会において投票権をもっていた。しかし、実際には、上級視学は、区参事会から除外されたり、投票権が認められなかったりした。それゆえ、47年4月8日E. ビルダンゲルは、ベルリン全区の区長に46年7月3日の指令の遵守を訴えた回状をまわした。ところが、S. ネストリープケは、46年7月3日の指令はもはや無効であるという趣旨の書簡を、4月28日E. ビルダンゲルに送った。他方、上級視学会議はこの問題に対して、「区参事会への上級視学の参加は、権利であるのみならず、連合国管理委員会が課した義務であり、且つまた学校の効果的な活動にとって必要である」との見解を明らかにした。またソ連占領軍並びにフランス占領軍は、7月3日の命令の遵守を要求した。こうして、6月27日、S. ネストリープケは、解任されたのである(Vgl. F. Kindel :a. a. O., SS. 94-97.)

50) F. Kindel :a. a. O., S. 94.

51) W. Lemm:a. a. O., S. 80.

52) Was uns pädagogisch interessiert-Der Leidensweg einer Schulreform, in: Die Neue Schule,

2. Jahr. Nr. 17., 1947, SS. 630-631.

53) W. Lemm: a. a. O., S. 81.

54) 連合国管理理事会で合意に達したドイツ教育再建の基本原則，すなわち連合国管理理事会指令54号「ドイツにおける教育民主化のための基本原則」は，以下の点を指示している。

1. 教育の機会均等の保障。2. 義務教育費・教材費の無償。3. 全日制の義務教育年限を9カ年とする。4. 義務教育段階の学校は統一学校とする。5. 教育を通しての市民的責任と民主的生活様式の涵養。6. 教育目的としての諸国民間の相互理解の促進。7. 大学ないし大学レベルの教育機関における教員養成。8. 教育制度および教育行政への住民の参与。

(L. Regener: a. a. O., SS. 417-418.)

55) Was uns pädagogisch interessiert, in: a. a. O., S. 631.

56) 帝国政教条約には次の諸点が盛り込まれている。

宗教授業は正規の教科目である (21条)。公立宗派国民学校の設立は許可される (23条)。私立学校の設立は許可される (25条)。

(Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte, Bd. 4, SS. 92-93.)

57) E. Brehm: a. a. O., S. 2.

58) W. Lemm: a. a. O., S. 82.

59) Emil Beise: Wider die Geschichtsklitterung zur Geschichte des Berliner Schulgesetzes, in: Berliner Lehrer-Zeitung, Heft 16, 1951, S. 249.

60) Ebenda, S. 250.

61) 西ベルリンにおいては，この後次のような条文の改正がおこなわれた。

51年5月17日改正

(1) 基礎学校は6年制とする (20条第1項)。

(2) 上級学校は，商業教育科・技術教育科・普通教育科から構成され，6年制または7年制とする (20条第1項)。

(Vgl. Gesetz - und Verordnungsblatt für Berlin, Jg. 7, Nr. 28, 31. Mai 1951, S. 381.)

52年8月5日改正

(1) 宗教授業は，それを担当した教員の授業時間数に算定される (13条第4文)。

(2) 従来宗教授業をおこなう時間帯は，最初または最後の授業時間に制限されていたが，その制限が撤廃された (15条第1文)。

(Vgl. Gesetz - und Verordnungsblatt für Berlin, Jg. 8, Nr. 56, 14. August 1952, S. 647.)

66年8月5日改正

上級学校は，3年制の主要学校 (Hauptschule)，4年制の実科学校，7年制のギムナジウムに改組される (第21条b)

(Vgl. Georg Jung: Aus dem Berliner Schulrecht, 1970.)

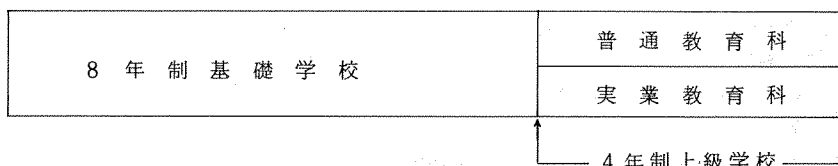
こうして，8年制基礎学校・4年制上級学校をともなった12年制統一学校は，数度の改正により，現在では，6年制基礎学校の上に複線化された中等教育機関をともなった学校体型に変質していった。これを図示すると次のようになる。

A) 48年ベルリン学校法施行当時

6才

14才

18才



B) 73年現在

6才	12才	19才
6 年 制 基 礎 学 校	7 年 制 ギ ム ナ ジ ュ ウ ム	
	4 年 制 実 科 学 校	
	3 年 制 主 要 学 校	

62) W. Lemm: a. a. O., S. 83.

63) W. Lemm は、SEDが、SPDとLDPDによる、文教委員会案修正に同意したことについて、次のようにのべている。

「SPDとLDPDの同盟は、反ファシズム民主主義勢力への裏切りである。SPD指導部は、ブルジョア政党との統一行動を強化するため、他方SPD党员とSEDの間の統一行動の芽を除去するため学校法の進歩的民主的性格に一定の制限を課することに同意した。SEDは、SPD党员との統一行動の芽をさらに広く発展させるため、つまりSEDが反対したことにより、SEDとの統一行動支持派がSPD党内で孤立することをふせぐため、LDPDの修正提案に同意した。」(W. Lemm: a. a. O., S. 83.)

64) F. Kindel : a. a. O., S. 99.

65) W. Lemm: a. a. O., S. 84.

66) E.Ch. Helmreich: op. cit. p. 225.

67) ベルリン学校法教育目的条項は次のとおり。

「学校の使命は、青少年のすべての貴重な素質を十分に啓発し、青少年に最も高い程度で、判断力・基礎的知識能力を伝達することである。教育目的は、ドイツ生活様式の十分自立的な改革を、民主主義と平和の基本原理の上に成就する能力があり、およびナチイデオロギーに徹底的に反対し、並びに人類に対する責務の感情に満ち満ちている、そのような人格を形成することである。このような人格は公衆に対して責任を自覚しなければならない。その活動は、すべての人間の平等な基本権の承認、あらゆる尊重すべき信条への尊敬、そして社会関係の進歩的形並びに諸国民の平和的相互理解の必要性の承認によって、規定されなければならない。その際、古代の文化思想、キリスト教、および人道主義、自由、民主主義の発展に対して欠くことのできない社会的運動、すなわち、ドイツの文化遺産も含めて人類の全文化遺産が、正当な位置を与えられるべきである。」(—— 線の部分は連合国管理委員会による補足。

Vgl. Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte, Bd. 6, S. 315.)

68) 宮田光雄, 前掲書, p. 207。

69) Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte, Bd. 6. S. 314.

Germany 1947~1949-the story in documents, p. 560.